

新 旧 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県GAP第三者確認制度実施要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、消費者に信頼される安全な農産物の生産及び人や環境に配慮した持続可能な農業活動の実現に向け、国際水準GAPの普及推進を図るとともにGAP認証取得へのステップアップを支援することを目的に、国が示す「国際水準GAPガイドライン」に従って取り組まれていることを県が確認する制度について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(申請者)</p> <p>第2条 申請者は、国際水準GAPガイドラインに示された該当する全ての事項に取り組み、県内で農産物を生産する個人、若しくは個人が共通の管理方法により生産を行う任意組織若しくは法人、又はそれらが組織する団体であることとする。</p> <p>2 前号における団体は、申請する農産物に係る統一的な生産出荷基準を定め、当該基準の遵守を管理する事務局を有することとし、次の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 代表者及び団体事務局の責任者を置くこと。また責任者はGAPに関する十分な知識を有するものであること。</p> <p>(2) 団体事務局の運営を監査するための内部監査員を置くこと。</p> <p>3 申請者は、GAPの取組状況について自己点検を行ったのち、第1号様式により申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>4 申請並びに現地調査・確認に関する経費は無料とする。</p>	<p style="text-align: center;">高知県GAP第三者確認制度実施要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の持続可能性に配慮した農産物の調達基準に基づき、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠した高知県版GAPに従って、生産・出荷・管理されていることを県が確認する制度について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(申請者)</p> <p>第2条 申請者は、高知県版GAP実施状況自己点検シートを用いて該当する全ての項目について自己点検を実施している、県内で農産物を生産する個人、若しくは個人が共通の管理方法により生産を行う任意組織若しくは法人、又はそれらが組織する団体であることとする。</p> <p>2 前号における団体は、申請する農産物に係る統一的な生産出荷基準を定め、当該基準の遵守を管理する事務局を有することとし、次の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 代表者及び団体事務局の責任者を置くこと。また責任者はGAPに関する十分な知識を有するものであること。</p> <p>(2) 団体事務局の運営を監査するための内部監査員を置くこと。</p> <p>3 申請者は、GAPの取組状況について自己点検を行ったのち、第1号様式により知事に提出しなければならない。</p> <p>4 申請並びに調査・点検に関する経費は無料とする。</p>

第3条（略）

（調査員）

第4条 調査員は、GAPの取組に精通した普及指導員等（民間認証スキーム等の指導員、審査員等の資格を有する者、研修受講者等）とし、当該制度の申請者（生産者及び団体）の住所又は、ほ場の所在地のいずれも担当地域としない農業振興センターの職員とする。

- 2 環境農業推進課長は調査員の所属する組織の長に、調査員の派遣を依頼する。
- 3 調査は、原則として2名以上の体制で行う。

（調査方法）

第5条 調査員は、下記の事項について調査する。

- (1) 国際水準GAPガイドラインの取組事項への適合
 - (2) 是正等の不適合項目への指摘、改善に対する指示、助言等
 - (3) その他、確認に必要な事項
- 2 個人による申請の場合は、国際水準GAPガイドラインの各取組事項への適合性を確認し、その結果を「適合（○）」、「不適合（×）」、「該当なし（－）」に分類するとともに、判断の根拠を明記する。
- 3 団体による申請の場合は、団体を構成する全生産者数の平方根以上を抽出し、取組状況について国際水準GAPガイドラインの各取組事項への適合性を確認する。加えて、団体事務局の管理状況について団体事務局確認シートにより適合性を評価する。
- 4 調査員は、国際水準GAPガイドラインの該当する全ての取組事項に適合すると認められた場合は、第2号様式により環境農業推進課長に報告する。

第3条（略）

（調査員）

第4条 調査員は、GAPの取組に精通した普及指導員等（民間認証スキーム等の指導員、内部検査員、審査員等の資格を有する者、研修受講者等）とし、当該制度の申請者（生産者及び団体）の住所又は、ほ場の所在地のいずれも担当地域としない農業振興センターの職員とする。

- 2 環境農業推進課長は調査員の所属する組織の長に、調査員の派遣を依頼する。
- 3 調査は、原則として2名以上の体制で行う。

（調査方法）

第5条 調査員は、下記の事項について調査する。

- (1) 高知県版GAP実施状況自己点検シートの管理基準への適合
 - (2) 是正等の不適合項目への指摘、改善に対する指示、助言等
 - (3) その他、確認に必要な事項
- 2 個人による申請の場合は、高知県版GAP実施状況確認シートにより管理基準への適合性を確認し、その結果を「適合（○）」、「不適合（×）」、「該当なし（－）」に分類し、「評価」の欄に記入するとともに、その判断の根拠を「コメント」欄に記載する。
- 3 団体による申請の場合は、団体を構成する全生産者数の平方根以上を抽出し、生産者の取組状況を高知県版GAP実施状況確認シートにより調査する。加えて、団体事務局の管理状況について、高知県版GAP実施状況確認シートにより適合性を評価する。
- 4 調査員は、高知県版GAP実施状況確認シートの管理基準の該当する項目全てに適合すると認めた場合は、第2号様式により環境農業推進課長に報告する。

(是正)

第6条 調査の結果、国際水準GAPガイドラインの該当する取組事項のいずれかに不適合があった場合、調査員はその内容及び是正指示を第3号様式に記載し、申請者に通知する。

- 2 当該申請者は、是正指示を受けた日から1ヶ月以内に第4号様式による是正報告書を知事に提出できるものとする。
- 3 調査員は、必要と認められる場合は是正箇所について現地調査し、その結果を第2号様式により環境農業推進課長に報告する。

(点検)

第7条 環境農業推進課は、調査員から報告のあった調査結果について点検を行う。

- 2 点検は申請者と利害関係がなく、調査員から独立した複数人で行う。

(確認及び登録)

第8条 第7条による点検の結果、国際水準GAPガイドラインの該当する全ての取組事項に適合している場合に「確認」とする。

- 2 知事は、申請者の取組状況を「確認」した場合には、当該申請者に第5号様式による確認証を交付し、その内容を登録するものとする。
- 3 知事は、点検の結果、申請者の取組が管理基準に適合していないと認めるときは、当該申請者に対して第6号様式にてその旨を通知するものとする。

第9条～第11条 (略)

(登録内容の変更)

第12条 確認を受けた者は、登録した内容に変更が生じた場合は、第7号様式により、

(是正)

第6条 調査の結果、高知県版GAP実施状況確認シートの管理基準のいずれかに不適合があった場合、調査員は「コメント」欄にその内容及び是正指示を記載し、申請者に配布する。

- 2 当該申請者は、是正指示を受けた日から1ヶ月以内に第3号様式による是正報告書を知事に提出できるものとする。
- 3 調査員は、必要と認められる場合は是正箇所について現地調査し、その結果を第2号様式により環境農業推進課に報告する。

(点検)

第7条 環境農業推進課は、調査員から報告のあった調査結果について点検を行う。

- 2 点検は申請者と利害関係がなく、調査員から独立した複数人で行う。

(確認及び登録)

第8条 第7条による点検の結果、高知県版GAP実施状況自己点検シートの管理基準の該当する項目全てに適合している場合に「確認」とする。

- 2 知事は、申請者の取組状況を「確認」した場合には、当該申請者に第4号様式による確認証を交付し、その内容を登録するものとする。
- 3 知事は、点検の結果、申請者の取組が管理基準に適合していないと認めるときは、当該申請者に対して第5号様式にてその旨を通知するものとする。

第9条～第11条 (略)

(登録内容の変更)

第12条 確認を受けた者は、登録した内容に変更が生じた場合は、第6号様式により、

遅滞なく知事に届けなければならない。その際、知事は必要に応じて確認証の再交付を行う。なお、登録内容の変更は以下のとおりとする。

- (1) 確認を受けた者の住所、氏名、団体名、代表者が変更になった場合
- (2) 団体の確認において、団体事務局の責任者の変更、構成員の変更があった場合

第13条～第14条（略）

（確認の取消）

第15条 知事は、第8条で確認を受けた内容のとおり、農産物の生産、管理を行っていない場合、確認・登録を取り消すことができる。

2 前項により確認・登録を取り消した場合、第8号様式により確認を受けた者に理由を付してその旨を通知するものとする。

第16条～第18条（略）

附則 この要領は、平成30年9月27日から施行する。

附則 この要領は、令和2年9月2日に一部改正する。

ただし、令和2年度に有効期間が満了する者はこの限りでない。

附則 この要領は、令和6年9月 日に一部改正する。

ただし、令和6年度に有効期間が満了する者はこの限りでない

遅滞なく知事に届けなければならない。その際、知事は必要に応じて確認証の再交付を行う。なお、登録内容の変更は以下のとおりとする。

- (1) 確認を受けた者の住所、氏名、団体名、代表者、連絡先が変更になった場合
- (2) 団体の確認において、団体事務局の責任者の変更、構成員の変更があった場合

第13条～第14条（略）

（確認の取消）

第15条 知事は、第8条で確認を受けた内容のとおり、農産物の生産、管理を行っていない場合、確認・登録を取り消すことができる。

2 前項により確認・登録を取り消した場合、第7号様式により確認を受けた者に理由を付してその旨を通知するものとする。

第16条～第18条（略）

附則 この要領は、平成30年9月27日から施行する。

附則 この要領は、令和2年9月2日に一部改正する。

ただし、令和2年度に有効期間が満了する者はこの限りでない。

【追加】